

再被害防止のための刑事施設等との連携及び再被害防止対象者への関連情報の教示及び指定期間について

平成19年6月11日

警察庁丁刑企発第153号、丁給厚発第191号、丁生企発第156号、
丁企分発第62号、丁交企発77号、丁備企発第20号、丁外事発第92号
警察庁刑事局刑事企画課長、警察庁長官官房給与厚生課長、
警察庁生活安全企画課長、警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課長、
警察庁交通局交通企画課長、警察庁警備局警備企画課長、
警察庁警備局外事部外事課長から警察庁内局部課長、
各地方機関の長、各都道府県警察の長あて

(概要)

本通達は、「再被害防止要綱の改正について」(平成19年6月11日付け警察庁丙刑企発第23号等)により、別に定めていることとされている刑事施設等(検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。)との連携及び被害者等への関連情報の教示及び指定期間について定めたものである。

本通達の項目は、

- 1 刑事施設等との連携
 - 釈放事実等の照会
 - 釈放等に関する情報の通報要請
 - 刑事施設等からの加害のおそれ等を示す情報の通報
 - 帰住先管轄保護観察所への加害者の特異動向の通報
- 2 再被害防止対象者への関連情報の教示
 - 関連情報の教示の基準
 - 教示に当たっての配意事項
- 3 指定期間

である。